

平成24年11月9日

経営革新等支援機関の認定について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成24年11月5日に、中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業に対する専門性の高い経営相談を実施する「経営革新等支援機関」の認定を関東財務局及び関東経済産業局から受けましたので、お知らせいたします。

「経営革新等支援機関」とは、中小企業の皆様が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけられているものです。

当行では、今後も中小企業のお客様へのご支援を積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与してまいります。

記

1. 筑波銀行の実施する相談業務内容

創業支援、事業計画作成支援、事業承継、M&A、ビジネスマッチング、販路開拓支援、人材育成支援、人事・労務、海外展開、BCP作成支援、金融・財務、等

2. 支援機関の受付窓口

本店営業部、水戸営業部、下妻営業部、つくば営業部、各支店および「すまいるプラザ」、
「パーソルプラザ」



報道機関のお問い合わせ

筑波銀行	総合企画部調査広報室	田村	内線 3730
お申込のお問い合わせ			
筑波銀行	ビジネスソリューション室	宮田	内線 3661
TEL 029-859-8111			